

# 平成 26 年度 第 1 回かすみがうら市地域公共交通会議次第

日時 平成 26 年 5 月 1 日 (木)  
午後 2 時 00 分から  
場所 かすみがうら市役所  
千代田庁舎 2 階 第 1 会議室

## 1 開会

## 2 あいさつ

## 3 議事

報告第 1 号 デマンド型乗合タクシーの運行事業者の決定について  
報告第 2 号 霞ヶ浦広域バス運行事業に関する協定の締結について  
報告第 3 号 かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱の改正について

承認第 1 号 平成 25 年度かすみがうら市地域公共交通会議事業報告について  
承認第 2 号 平成 25 年度かすみがうら市地域公共交通会議収支決算報告について

議案第 1 号 平成 26 年度かすみがうら市地域公共交通会議事業計画(案)について  
議案第 2 号 平成 26 年度かすみがうら市地域公共交通会議収支予算(案)について

## 4 その他

## 5 閉会



## 報告第1号 デマンド型乗合タクシーの運行事業者の決定について

平成25年度第3回かすみがうら市地域公共交通会議において協議した「平成26年度かすみがうら市地域公共交通運行計画」のうち未定となっていたデマンド型乗合タクシーの運行事業者について、次のとおり選定したので報告するものです。

- ・千代田地区 有限会社千代田タクシー
- ・霞ヶ浦地区 有限会社美並タクシー

### (参考)

- ・デマンド型乗合タクシー運行業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領  
… 報告第1号/参考資料1のとおり
- ・デマンド型乗合タクシー運行業務委託仕様書  
… 報告第1号/参考資料2のとおり
- ・デマンド型乗合タクシー運行業者審査会報告書  
… 報告第1号/参考資料3のとおり
- ・平成26年度かすみがうら市地域公共交通運行計画  
… 報告第1号/参考資料4のとおり

## かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

かすみがうら市地域公共交通会議では、かすみがうら市が策定した「かすみがうら市地域公共交通総合連携計画」に基づき、効果的、効率的な公共交通サービスの確立を目指してデマンド型乗合タクシーの運行を実施します。

実施にあたり、この業務を委託する事業者を、公募型プロポーザル方式により決定しますので、参加する事業者を募集します。

### 2. 委託業務の概要

- (1) 業務名 かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業務委託
- (2) 内容・期間 かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業務委託仕様書（別紙1）のとおり
- (3) 業務規模 千代田地区 10,960,000円以内（税抜き）  
霞ヶ浦地区 19,200,000円以内（税抜き）  
※いずれも予備車は含まない

### 3. 参加資格

本業務に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 企画提案書の提出期限において、かすみがうら市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更正手続き又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申し立てをしていないこと。
- (5) 市内に本店若しくは権限を委任された支店又は営業所を有する者であること。
- (6) 運行開始までに道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得している者、もしくは取得見込みの者であること。

### 4. プレゼンテーション

- (1) 期 日：平成26年2月27日（木）午後1時30分～
- (2) 場 所：かすみがうら市役所 千代田庁舎 第4会議室  
※プレゼンテーション時間は20分以内とする。  
※審査は提出書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に判断します。  
※審査結果については、後日連絡いたします。

### 5. 審査方法

かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業務委託に係る事業者選定要領(別紙2)による。

### 6. 応募手続き

募集は、霞ヶ浦地区と千代田地区を個別に行います。

- (1) 提出書類  
①企画提案書(別紙3「様式1」)、②見積書、③会社定款、④登記事項証明書  
⑤団体の役員名簿その他これに類する書類  
⑥前事業年度の国税及び地方税の未納のない納税証明書
- (2) 提出部数  
応募地区ごとに提出する。  
原本1部、副本は提出書類①、②を6部、提出書類③、④、⑤、⑥は1部
- (3) 提出期限  
平成26年2月21日（金）午後5時まで

(4) 提出方法・提出先

持参もしくは郵送にて「9. 問い合わせ」へ提出

7. 参加事業者の失格

- (1) 3項の参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等、選定委員会の委員長が失格であると認めた場合

8. その他留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に係る費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (3) 提出された書類は返却しません。

9. 問い合わせ

かすみがうら市市長公室企画課内

かすみがうら市地域公共交通会議 事務局（担当：豊崎・樽見）

〒315-8512 かすみがうら市上土田 461

TEL / 0299-59-2111（内線）1212 FAX / 0299-59-2130

E-mail / kikakuka@city.kasumigaura.ibaraki.jp

ホームページ / トップページ・くらし→地域公共交通→地域公共交通会議

（執務時間：土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業務委託仕様書

1. 業務の目的

かすみがうら市が策定した「かすみがうら市地域公共交通総合連携計画」に基づく効果的、効率的な公共交通サービスの確立。

2. 業務名

かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業務委託

3. 事業主体

かすみがうら市地域公共交通会議

4. 運行主体

運行開始までに道路運送法第4条における一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得する見込みの事業者。

5. 業務委託期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

6. 対象地区

霞ヶ浦地区、千代田地区の2地区とし、地区ごとに委託事業者を募集する。

7. 業務内容

(1) 運行内容

① 運行方法

予約による時間固定型。予約のあった時のみ運行（利用登録者のみ対象）

② 運行日

月曜日から土曜日までの週6日間

※日曜、祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日は運休

③ 運行時間

平日／6時、7時、9時、11時、13時、15時、17時、19時（8便）

土曜日／8時、10時、12時、14時、16時（5便）

④ 利用対象者

事前登録をした方（ただし、土曜日については電話予約のみでも対応する。）

⑤ 乗車料金

1乗車400円

※65歳以上、障害者及び介添者並びに高校生以下200円、3歳未満無料。

⑥ 乗車料金の支払い方法

回数券による支払い

（回数券販売窓口：各デマンド型乗合タクシー車内、運行事業者、市企画課内地域交通会議事務局）

⑦ 運行区域・乗降箇所

別図のとおり

(2) 予約方法

電話、FAXでの予約とする。（登録者のみ）

① 予約方法

市が貸与する配車システムにより予約受付、問合せ等への対応、配車管理を行う。

## ②オペレーターの手配

利用者の利用登録及び電話予約受付を行うためオペレーターを置く。オペレーターは、必要に応じ配車指示または利用者からの問合せ等について対応する。なお、オペレーターについては、本業務に対する専属性は求めないものとする。

## ③予約時間等

受付は運行日の8:30～18:00（土曜日に予約する場合は8:30～16:00）とし、利用希望時間の60分前までに予約する。ただし、6:00発～9:00発の便の予約は前日までとする。

## (3) 運行車両について

### ①運行車両

ワゴン型タクシー（緑ナンバー） 乗客 10名  
※有償運行を実施するため営業車であること。

### ②運行車両台数

千代田地区／1台  
霞ヶ浦地区／2台

### ③運行車両表示

車両の両側面に乗合タクシーと分かるマグネットシートを貼付する。

### ④予備車両

通常運行する車両以外に予備車両を確保する。

## (4) 運行記録の報告

利用者数、料金、走行距離等の運行記録に関する日報を作成し提出する。

## (5) 事故報告

事故等が発生した場合は、迅速かつ的確に対応し、速やかに報告するとともに事故報告書を提出すること。

## (6) 苦情処理

利用者からの苦情等に誠実に対応するとともに、苦情の処理について苦情等処理報告書を提出すること。

## 8. 委託料

委託料については、1時間当たりの1車両借上げ費に車両数を乗じた額とオペレーター事務手数料とする。

## 9. 業務留意事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報を本業務以外の目的に利用、漏らしてはならない。本業務の終了等により、その者が本業務に携わらなくなった後も同様とする。
- (2) 受託者は業務を円滑に進めるため、本仕様に定めのない事項についても、協議のうえ必要な支援を行うこと。
- (3) 受託者は業務の全般に関して適宜、市地域公共交通会議事務局と必要な打合わせを行うこと。

## 10. 問い合わせ

かすみがうら市市長公室企画課内  
かすみがうら市地域公共交通会議 事務局（担当：豊崎・樽見）  
〒315-8512 かすみがうら市上土田 461  
TEL / 0299-59-2111（内線）1212 FAX / 0299-59-2130  
E-mail / kikakuka@city.kasumigaura.ibaraki.jp  
ホームページ / トップページ・くらし→地域公共交通→地域公共交通会議  
（執務時間：土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

## 報告第1号／参考資料3

### かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業者審査会報告書

- 1 日時 平成26年2月27日(木)午後1時30分から
- 2 場所 かすみがうら市役所 千代田庁舎 第4会議室
- 3 出席者

#### 【かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業務委託事業者選定委員会】

- ・ 市区長会長 井坂勝美
- ・ 市商工会長 真藤実男
- ・ 市長公室長 高田忠(選定委員会委員長)
- ・ 市総務部長 木川祐一
- ・ 市保健福祉部長 木村義雄
- ・ 市土木部長 山本恵美

6人出席(欠席なし)

#### 【事務局】

- ・ 市長公室企画課 豊崎伴之、樽見大輔

#### 4 会議内容

- 1) 開会(13:30)
- 2) あいさつ(選定委員会委員長)

皆様こんにちは。本日はお忙しい中、「かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行業務委託に係る公募型プロポーザル審査会」にご出席いただき、ありがとうございます。また、日ごろから、皆さま方には、公共交通会議はもとより、市政運営に対し特段のご支援とご協力を賜りますことをこの場を借りて御礼申し上げます。

さて、豊かな市民生活と地域づくりを支える社会資本の一つとして取り組んでまいりました「乗り合いタクシー事業」も、何度かの内容変更はございましたが、お陰様で、この3月末で丸5年となり、交通弱者の足として定着してまいりました。継続は力なりという言葉もあるように、26年度は現在の「デマンド型乗合タクシー」という形で継続し、周知、宣伝にも努め、利用者の増加を図っていきたくと考えております。

本日の審議会は、平成26年度の事業者を決める大切なものと考えておりますので、慎重審議のほど、よろしく願いいたします。

#### 3) 概要説明(事務局)

2月7日(金)～21日(金)まで、市ホームページにおきまして、本日配付させていただいた“事業者募集関係資料”を添付して、公募型プロポーザル方式による「デマンド乗合タクシー運行業務委託事業者」を募集する旨の記事を掲載させていただきました。

これは価格競争に加え、企画力のある事業者を選定することを目的に、昨年度に引き続き実施したものでしたが、結果としては、霞ヶ浦地区は有限会社美並タクシー1社、千代田地区は有限会社千代田タクシー1社と、今年度事業を委託している事業者のみの応募でございました。

複数の応募があれば、事業者のプレゼンテーションの後、皆様にいくつかの観点により採点してもらい、その合計得点の高い事業者を採択するという形になるわけですが、今回、地区1社ずつということでございますので、皆様にそれぞれの事業者が適正かどうかの審査をしていただきたいと存じます。

その手順といたしましては、最初に各事業者のプレゼンテーションを聞いていただきます。そのプレゼンテーションや、企画提案書、見積書を見ての、疑問点等あれば事業者に質問してください。事業者には皆様からの質問に答えていただきます。

そのプレゼンテーションや質疑応答、また、企画書や見積書等、感じたこと、気づいたこと等があれば、本日配布させていただいたメモにご意見をご記入ください。事業者が帰った後、審査会を行います。審査会においては、ご記入いただいたメモにそって自由に意見交換をしていただき、最終的には、その事業者が適正かどうかの審査をしていただきたいと存じます。

#### 4) プレゼンテーション

①有限会社 美並タクシー 【説明者／代表取締役代理 北山雅也】

事前に提出された「企画提案書」、「見積書」に基づき、会社概要、規模、事業実績、運行に必要な施設の確保、運転手の勤務形態などの説明があった後、質疑応答となった。

●質疑応答

Q 会社としていつもどんなことに心がけていますか。

A 速度やドアの開閉など安全面に注意しています。

Q どんな問い合わせ、苦情が多いですか。

A お客様との会話で相手の気分を害してしまったことがありますが、その都度解決しております。

Q 運行案1を提案した理由はどうしてですか。

A 霞ヶ浦地区は広域のため時間帯によって全員を乗せるのが困難な場合があります。そこで、霞ヶ浦地区をさらに曜日で分けることによりスムーズな運行ができると考えて提案しました。

Q 本業のタクシーの乗客数、売り上げなどはどうですか。

A 病院に通院するお客様はタクシーを利用していますので、協同病院が移転し、乗合タクシーが乗り入れすることになると大変厳しくなると考えています。

Q 日誌、実績報告などの事務処理は大変ですか。

A 大変です。

Q 高齢者や障害者などの乗車で気を付けていることはありますか。

A 道路を横断することがないように停車しています。

②有限会社 千代田タクシー 【説明者／代表取締役 染谷雄一郎】

事前に提出された「企画提案書」、「見積書」に基づき、会社概要、規模、事業実績、運行に必要な施設の確保、運転手の勤務形態などの説明があった後、質疑応答となった。

●質疑応答

Q 会社としていつもどんなことに心がけていますか。

A 運転等の安全面に注意しています。

Q どんな問い合わせ、苦情が多いですか。

A 苦情はほとんどありません。

Q 乗客数についてはどのように考えていますか。

A 7割が固定客ですが、独自のチラシを配布し、新しい乗客を増やすよう努めています。

Q 事故が起こったときのマニュアルはありますか。

A あります。運転手には事故時の対応についていつも話しています。

Q 委託金額はどう思っていますか。

A 地元の業者として協力したいと考えていますが、委託金額が大幅に減るようでしたら参加できなくなると思います。

●業者ごとの審査に入る前、以下のような質疑応答があった。

Q 事業者からの提案は反映するのか。

A 平成27年度からの計画を策定する中で検討したい。

事業者ごとに審査

①有限会社 美並タクシー

★審査の結果 ⇒ 事業者として適正

審査の際に委員から出された意見

・乗客は高齢者が多いとのことなので、事故等安全面に気を付けて運行していただきたい。

②有限会社 千代田タクシー

★審査の結果 ⇒ 事業者として適正

審査の際に委員から出された意見

・乗客は高齢者が多いとのことなので、事故等安全面に気を付けて運行していただきたい。

6) 閉会 (14:10)

平成 26 年度かすみがうら市地域公共交通運行計画

1 霞ヶ浦広域バス

- ① 運行方法  
31 人乗りノンステップバス 1 台による土浦駅から玉造駅の定時定路線運行
- ② 運行期間  
平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日
- ③ 運行日  
毎日運行
- ④ 運行本数  
5 往復 / 日
- ⑤ 運行時刻  
別紙 1 霞ヶ浦広域バス（土浦駅～玉造駅）運行時刻表 参照
- ⑥ 利用対象者  
すべての人が利用可能
- ⑦ 運賃  
別紙 2 霞ヶ浦広域バス（土浦駅～玉造駅）普通旅客運賃 参照
- ⑧ 運賃の支払い  
現金、定期券による支払い。
- ⑨ 運行ルート・停留所  
別紙 3 霞ヶ浦広域バス運行系統略図 参照
- ⑩ 運行事業者  
関鉄グリーンバス
- ⑪ 運行補助  
路線沿線 3 市で補助金総額 650 万円を限度に運行距離により分担する  
・補助金分担予定額

区分	単位	合計	土浦市	行方市	市公共交通会議	国庫補助
運行距離	km	25.6	7.6	4.4	13.6	
	円	6,500,000	858,859	497,234	1,536,907	3,607,000

- ⑫ 企画乗車券  
利用促進策として霞ヶ浦広域バス特別割引定期券の発売  
別紙 4 霞ヶ浦広域バス特別割引定期券発売概要 参照
- ⑬ その他  
予備車両 1 台

2. デマンド型乗合タクシー

- ① 運行方法
    - ・千代田地区  
10 人乗りワゴン車両 1 台による千代田地区内の戸口から公共公益施設及び乗継拠点等へのデマンド型乗合運行（区域運行）を行う。地区外は、霞ヶ浦庁舎、あじさい館、JR 神立駅西口、神立病院、中貫停留所へ運行を行う。
    - ・霞ヶ浦地区  
10 人乗りワゴン車両 2 台による霞ヶ浦地区内の戸口から公共公益施設及び乗継拠点等へのデマンド型乗合運行（区域運行）を行う。地区外は、千代田庁舎、千代田ショッピングモール、JR 神立駅西口、神立病院へ運行を行う。
- ※両地区とも JR 神立駅西口～神立病院など区域外乗降箇所間の運行は行わない。

② 運行期間

平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

③ 運行日

毎週日曜日、祝日、8 月 13 日～15 日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除き毎日運行。  
ただし、予約の無い便は運行しない。

④ 運行便数・運行時刻

平日 8 便

6:00	7:00	9:00	11:00	13:00	15:00	17:00	19:00
------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------

土曜日 5 便

8:00	10:00	12:00	14:00	16:00
------	-------	-------	-------	-------

① 利用対象者

事前登録者（ただし、土曜日については電話予約のみでも対応する。）

② 登録・予約

・登録方法

所定の登録用紙に必要事項を記入のうえ、運行事業者へ提出。

・予約方法

運行事業者にて電話等により予約を受け付ける。

・予約受付日及び受付時間

受付は運行日の 8:30～18:00（土曜日に予約する場合は 8:30～16:00）とし、利用希望時間の 60 分前までに予約する。（2 週間前から受け付ける。）

ただし、6:00 発～9:00 発の便の予約は前日までとする。

③ 運賃

1 乗車 400 円

（65 歳以上、障害者及び介添者並びに高校生以下 200 円/3 歳未満無料）

④ 運賃の支払い

回数券による支払いとする。

（回数券販売窓口：各デマンド型乗合タクシー車内、運行事業者、企画課内交通会議事務局）

なお、販売した回数券の払戻しについては、次の基準表により取り扱う。

（回数券払戻窓口：企画課内交通会議事務局）

・払戻基準表

券残数	額面金額	払戻金額	券残数	額面金額	払戻金額
11 枚	1,100 円	1,000 円	6 枚	600 円	500 円
10 枚	1,000 円	900 円	5 枚	500 円	400 円
9 枚	900 円	800 円	4 枚	400 円	300 円
8 枚	800 円	700 円	3 枚	300 円	200 円
7 枚	700 円	600 円	2 枚	200 円	100 円

⑤ 運行区域・乗降箇所

別紙 5 千代田地区乗降箇所一覧図 参照

別紙 6 千代田地区乗降箇所一覧表 参照

別紙 7 霞ヶ浦地区乗降箇所一覧図 参照

別紙 8 霞ヶ浦地区乗降箇所一覧表 参照

⑥ 運行事業者

・千代田地区 有限会社 千代田タクシー

・霞ヶ浦地区 有限会社 美並タクシー

⑦ その他

各地区予備車両 1 台

⑧ 回数券売上と運行委託料について

運行事業者と市公共交通会議間で、乗合タクシー運行事業委託契約を結び売上収入の納入及び委託料の支払いを事業実施月の翌月に行うこととする。

## 報告第 2 号 霞ヶ浦広域バス運行事業に関する協定の締結について

平成 25 年度第 3 回かすみがうら市地域公共交通会議において協議した「平成 26 年度かすみがうら市地域公共交通運行計画」における関鉄グリーンバスの継続運行と運行に対する補助金の交付について、次のとおり関係市等と協定を締結したので報告するものです。

- ・ 霞ヶ浦広域バス運行事業に関する協定書  
… 報告第 2 号／別紙のとおり

写



霞ヶ浦広域バス運行事業に関する協定書

土浦市、かすみがうら市、行方市、かすみがうら市地域公共交通会議及び関鉄グリーンバス株式会社（以下「関鉄グリーンバス」という。）とは、霞ヶ浦広域バス運行事業及びその運行に係る補助の実施について、次のとおり協定を締結し、信義に従い誠実に履行するものとする。

(運行形態)

第1条 かすみがうら市地域公共交通会議は、霞ヶ浦広域バス（以下「広域バス」という。）の運行を関鉄グリーンバスに依頼する。

2 関鉄グリーンバスは、前項の依頼について、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受け実施するものとする。

(事業計画)

第2条 関鉄グリーンバスは、かすみがうら市地域公共交通会議が別に定める霞ヶ浦広域バス運行事業計画（以下「事業計画」という。）に基づき、広域バスを運行するものとする。

2 事業計画の変更を行う場合は、かすみがうら市地域公共交通会議と関鉄グリーンバスが協議のうえ決定するものとし、その準備及び事務手続き等は関鉄グリーンバスが行うものとする。

3 関鉄グリーンバスは、やむを得ない理由により、事業計画に定められた運行ができなくなったときは、速やかにかすみがうら市地域公共交通会議にその旨を連絡するものとし、その対応について、かすみがうら市地域公共交通会議と関鉄グリーンバス協議のうえ決定するものとする。

(運賃)

第3条 運賃は、事業計画に定める金額とする。

(運行事業費に対する補助等)

第4条 土浦市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議は、第2条第1項に規定する運行に必要な事業費に対し、各市内の運行距離に応じ、関鉄グリーンバスに補助金を交付するものとする。

2 前項に規定する補助金の額は、広域バスの運行経費から運行に伴う収入を控除した額とする。ただし、土浦市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議からの当該補助金の合計額は、650万円を限度とし、別に国庫補助金等の収入があるときは、当該収入を控除した額をもって、当該補助金の額とする。

3 かすみがうら市地域公共交通会議及び関鉄グリーンバスは、広域バスの運行に係る国庫補助金等の収入の確保に努めるものとする。

4 補助金の交付に係る手続きについては、それぞれの補助金交付規則等の例によるものとする。

(使用車両等)

第5条 事業計画に基づく広域バスの運行に使用する車両は、かすみがうら市の所有する車両を関鉄グリーンバスに貸与するものとする。ただし、別に定めるかすみがうら市市有自動車使用貸借契約書により、使用貸借契約を締結するものとする。

2 関鉄グリーンバスは、前項に規定する車両が法定点検及び故障等により使用できない場合には代替車両を用意し、運行するものとする。

(運行状況の報告)

第6条 関鉄グリーンバスは、毎月の利用者数、運賃収入、その他広域バスの運行状況について、土浦市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議に報告するものとする。

2 土浦市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議は、必要に応じて関鉄グリーンバスに対し広域バスの運行についての報告を求めることができる。

(第三者に対する損害賠償責任)

第7条 関鉄グリーンバスは、事業の遂行によって第三者に損害を与えたときは一切、自己の責任においてこれを解決し、その損害を賠償するものとし、その内容について速やかに書面により土浦市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議に報告するものとする。

(協定の解除)

第8条 土浦市、かすみがうら市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 関鉄グリーンバスの責めに帰すべき事由により、この協定の履行の見込みが無いと認められるとき。

(2) 関鉄グリーンバスが、この協定の履行にあたり、不正な行為をしたと認められるとき。

2 関鉄グリーンバスは、前項の規定によりこの協定が解除されたときは、土浦市、かすみがうら市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議に対して、その損害の賠償を求められない。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項、この協定に関し疑義が生じたとき又は広域バスの運行が変更になる場合は、土浦市、かすみがうら市、行方市、かすみがうら市地域公共交通会議及び関鉄グリーンバスが協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書5通を作成し、各自1通を保有する。

平成26年4月1日

茨城県土浦市下高津一丁目20番35号  
土浦市長 中川 清



茨城県行方市麻生1561番地9  
行方市長 鈴木周也



茨城県かすみがうら市上土田461番地  
かすみがうら市長 宮嶋光昭



茨城県かすみがうら市上土田461番地  
かすみがうら市地域公共交通会議  
会長 宮嶋光昭



茨城県石岡市行里川5番18号  
関鉄グリーンバス株式会社  
代表取締役社長 廣瀬貢司



報告第3号 かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱の改正について

改正前	改正後
<p>(事務局)</p> <p>第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、かすみがうら市役所市長公室<b>企画課</b>に置く。</p> <p>3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をこれに充てる。</p> <p>4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、かすみがうら市役所市長公室<b>政策秘書課</b>に置く。</p> <p>3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をこれに充てる。</p> <p>4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;"><b><u>この訓令は、平成26年4月1日から施行する。</u></b></p>

承認第1号 平成25年度かすみがうら市地域公共交通会議事業報告について

1 会議

第1回 日時 平成25年4月30日(火)  
場所 かすみがうら市役所 千代田庁舎 防災センター2階研修室

- 内容
- ・会長の職務を代理する者の指名について
  - ・デマンド型乗合タクシーの運行事業者の決定について
  - ・霞ヶ浦広域バス運行事業に関する協定の締結について
  - ・地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
  - ・平成25年度かすみがうら市地域公共交通会議事業計画(案)
  - ・平成25年度かすみがうら市地域公共交通会議収支予算(案)

第2回 日時 平成25年6月27日(木)  
場所 かすみがうら市役所 千代田庁舎 防災センター2階研修室

- 内容
- ・霞ヶ浦広域バス及びデマンド型乗合タクシーに関する利用者等アンケート調査について
  - ・平成24年度かすみがうら市地域公共交通会議事業報告について
  - ・平成24年度かすみがうら市地域公共交通会議収支決算報告について
  - ・平成26年度かすみがうら市生活交通ネットワーク計画(案)について

第3回 日時 平成26年2月4日(火)  
場所 かすみがうら市役所 千代田庁舎 第1会議室

- 内容
- ・霞ヶ浦広域バス及びデマンド型乗合タクシーの運行状況について
  - ・平成26年度かすみがうら市地域公共交通運行計画(案)について
  - ・かすみがうら市デマンド型乗合タクシー運行业務委託に係る公募型プロポーザル実施要領(案)について

2 運行実績

○霞ヶ浦広域バス(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

- ・運行区間 玉造駅～土浦駅西口
- ・運行数 1日5便
- ・運行車両 中型ノンステップバス(31人乗り)
- ・運行事業者 関鉄グリーンバス株式会社
- ・利用者数等

のべ利用者数				1日あたり平均利用者数				運賃収入			
4月分	1,722	10月分	1,749	4月分	57.4	10月分	56.4	4月分	657,574	10月分	601,742
5月分	1,807	11月分	1,772	5月分	58.3	11月分	59.1	5月分	649,747	11月分	636,277
6月分	1,717	12月分	1,827	6月分	57.2	12月分	58.9	6月分	616,630	12月分	628,084
7月分	1,868	1月分	1,744	7月分	60.3	1月分	56.3	7月分	608,209	1月分	649,593
8月分	1,753	2月分	1,788	8月分	56.5	2月分	63.9	8月分	578,908	2月分	669,075
9月分	1,731	3月分	2,020	9月分	57.7	3月分	65.2	9月分	623,184	3月分	697,973
<b>計</b>	<b>21,498人</b>			<b>計</b>	<b>58.9人</b>			<b>計</b>	<b>7,616,996</b>		

○乗合タクシー（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

・運行日数及び利用者数等

**霞ヶ浦地区(運行事業者：有限会社美並タクシー 運行車両：10人乗りワゴン車2台)**

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
稼働日数(日)	25	24	25	26	24	23	26	24	23	23	23	25	291日
運賃(円)	194,600	186,600	192,200	192,600	157,600	147,200	178,600	183,200	151,400	137,000	141,800	161,000	¥2,023,800
回数券売上収入(円)	166,200	176,100	185,500	172,900	145,200	138,300	158,100	162,400	125,800	107,000	138,900	146,500	¥1,822,900
のべ利用者数(人)	872	856	885	872	717	687	822	829	712	629	641	735	9,257
1日あたり平均利用者数(人)	34.9	35.7	35.4	33.5	29.9	29.9	31.9	34.5	31.0	27.3	27.9	29.4	31.8

**千代田地区(運行事業者：有限会社千代田タクシー 運行車両：10人乗りワゴン車1台)**

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
稼働日数(日)	25	24	25	26	24	23	26	24	23	23	23	25	291日
運賃(円)	73,800	70,600	72,000	81,400	63,400	56,800	73,200	73,800	74,800	74,400	65,400	89,400	¥869,000
回数券売上収入(円)	62,000	63,000	60,000	65,000	52,000	43,000	58,000	71,000	57,000	63,000	62,000	82,000	¥738,000
のべ利用者数(人)	367	346	352	398	313	280	357	357	358	351	311	426	3,849
1日あたり平均利用者数(人)	14.7	14.4	14.1	15.3	13.0	12.2	13.7	14.9	15.6	15.3	13.5	17.0	13.2

承認第2号 平成25年度かすみがうら市地域公共交通会議収支決算報告について

① 収入の部

(単位:円)

款	項	目	節	決算額	予算額	比較	摘要
1 負担金	1 負担金	1 負担金		25,718,624	39,199,000	△ 13,480,376	H25.5.14 かすみがうら市から交付(39,199,000) H26.4.21 かすみがうら市へ返納(△13,480,376)
2 国庫補助金	1 国庫補助金	1 国庫補助金		0	0	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金		0	0	0	
4 諸収入	1 使用料	1 使用料		2,560,900	2,318,000	242,900	乗合タクシー回数券売上収入
	2 預金利子	1 預金利子		3,792	3,000	792	
	3 雑入	1 雑入		0	0	0	
計				28,283,316	41,520,000	△ 13,236,684	

② 支出の部

(単位:円)

款	項	目	節	決算額	予算額	比較	摘要
1 総務費	1 総務管理費	1 会議費	報償費	200,000	267,000	△ 67,000	委員謝金
			食糧費	8,020	9,000	△ 980	交通会議時賄
		2 事務費	消耗品費	44,982	50,000	△ 5,018	封筒代他
			通信運搬費	202,195	300,000	△ 97,805	会議通知文・アンケート郵送料
			手数料	36,006	50,000	△ 13,994	振込手数料
2 事業費	1 事業費		印刷製本費	404,775	600,000	△ 195,225	公共交通システムチラシ・ガイド・回数券印刷
			委託料	25,824,400	34,723,000	△ 8,898,600	乗合タクシー運行事業委託 システムメンテナンス管理業務委託
			負担金、補助金及び交付金	1,562,938	3,200,000	△ 1,637,062	霞ヶ浦広域バス運行事業費補助金
3 予備費	1 予備費	1 予備費	0	2,321,000	△ 2,321,000		
計				28,283,316	41,520,000	△ 13,236,684	

収入合計 28,283,316 円  
支出合計 28,283,316 円  
差引残額 0 円

## 監査報告書

平成25年度かすみがうら市地域公共交通会議収支決算について、関係帳簿並びに証拠書類に基づき、平成26年4月25日会計監査を実施したところ、決算書のとおり相違なく適正に処理されていることを認める。

平成26年5月1日

かすみがうら市地域公共交通会議

監査員

茨城県ハイヤー・タクシー協会専務理事

鬼沢秀通 

監査員

かすみがうら市区長会長

井坂勝美 

議案第 1 号 平成 26 年度かすみがうら市地域公共交通会議事業計画（案）

内容 月	実施事業	交通会議
4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 25 年度決算監査</li> </ul>	
5 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 25 年度事業報告、決算承認</li> <li>・平成 26 年度事業計画、予算策定等</li> </ul>	第 1 回会議
6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活交通ネットワーク計画策定</li> </ul>	第 2 回会議
2 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 26 年度事業評価</li> <li>・平成 27 年度事業計画検討</li> </ul>	第 3 回会議
時期未定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通網形成計画策定</li> <li>・利用ガイド作成</li> <li>・広域バス周知 P R</li> <li>・タクシー周知 P R</li> </ul>	

議案第2号 平成26年度かすみがうら市地域公共交通会議収支予算(案)

(単位:円)

① 収入の部

款	項	目	節	本年度予算	前年度予算	比較	摘要
1負担金	1負担金	1負担金		39,242,000	39,199,000	43,000	市からの負担金
2国庫補助金	1国庫補助金	1国庫補助金		0	0	0	
3繰越金	1繰越金	1繰越金		0	0	0	
4諸収入	1使用料	1使用料		2,619,000	2,318,000	301,000	乗合タクシー回数券・スクールバス売上収入
	2預金利子	1預金利子		2,000	3,000	△1,000	
	3雑入	1雑入		0	0	0	
計				41,863,000	41,520,000	343,000	

(単位:円)

② 支出の部

款	項	目	節	本年度予算	前年度予算	比較	摘要
1総務費	1会議費	報償費		267,000	267,000	0	委員謝金
			食糧費	7,000	9,000	△2,000	交通会議時給
		消耗品費	290,000	50,000	240,000	スクールバス代、封筒代他	
2事務費	通信運搬費	手数料	50,000	50,000	0	振込手数料	
		印刷製本費	400,000	600,000	△200,000	公共交通システムチラシ・ガイド作成	
		委託料	38,880,000	34,723,000	4,157,000	・乗合タクシー運行事業委託 ・計画策定委託 ・デマンドシステム管理業務委託	
3予備費	1予備費	負担金、補助金及び交付金	1,537,000	3,200,000	△1,663,000	霞ヶ浦広域バス運行事業費補助金	
		予備費	150,000	2,321,000	△2,171,000		
計				41,863,000	41,520,000	343,000	

※歳出予算の款相互の金額は、必要に応じて流用することができる。

## かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱

### (目的)

第1条 かすみがうら市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び連携計画の実施に関することを行うため設置する。

### (事務所の位置)

第2条 交通会議の事務所は、茨城県かすみがうら市上土田461番地かすみがうら市役所内に置く。

### (協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 本市の公共交通政策の策定及びその推進に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (3) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (4) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (5) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (6) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (7) 交通会議の運営方法、その他交通会議が必要と認めること。

### (交通会議の構成員)

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し又は、任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 国及び県の関係行政機関
- (3) 一般旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 市議会議長
- (7) 市民又は公共交通の利用者の代表者
- (8) 学識経験者

(9) その他の交通会議が必要と認める者

2 交通会議に次の役員をおく

(1) 会長 1人

(2) 監査員 2人

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(監査員)

第6条 監査員は、委員の中から会長が指名し、協議会の会計監査を行う。

2 会計監査は、会計年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

3 監査員は、会計監査の結果を交通会議において報告しなければならない。

(交通会議の運営)

第7条 交通会議の会長は市長又はその指名する者とする。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故がある場合には、予め会長が指名する者がその職務を代理する。

4 交通会議は会長が召集し、会長が議長となる。

5 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 交通会議は公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

(幹事会)

第8条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営にあたって必要な事項を処理するため、幹事会をおくことができる。

2 幹事会は、第4条に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聞くことができる。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重

し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、かすみがうら市役所市長公室政策秘書課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をこれに充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第13条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを精算する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月9日から施行する。

この要綱は、平成21年5月15日から施行する。

この要綱は、平成21年7月15日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

かすみがうら市地域公共交通会議

該当	No.	団体名	役職名	氏名
第1号	1	かすみがうら市	市長(会長)	宮嶋 光昭
第2号	2	関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	野上 雅嗣
	3	関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	飯田 孝志
	4	茨城県企画部企画課交通対策室	室長	川上 敬一
	5	茨城県土浦土木事務所	道路整備第二課長	栗林 俊一
	6	茨城県土浦警察署	交通課長	渡邊 幸夫
第3号	7	関鉄グリーンバス(株)	代表取締役	荒川 安男
	8	関鉄観光バス(株)	営業統括副部長	渡邊 敏克
	9	(有)千代田タクシー	代表取締役	染谷雄一郎
	10	(有)美並タクシー	代表取締役	臼井 忠
	11	霞ヶ浦交通(株)	代表取締役	島田 豊
	12	(有)まゆ観光	代表取締役	大橋 孝一
	13	(有)神立観光	代表取締役	斉藤日出夫
第4号	14	(有)鶴観光バス	代表取締役	鶴町乙比古
	15	(一社)茨城県バス協会	専務理事	澤島 政志
	16	(一社)茨城県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	鬼澤 秀通
第5号	17	関東鉄道(株)労働組合	書記長	池田 正人
第6号	18	かすみがうら市議会	議長	鈴木 良道
第7号	19	かすみがうら市区長会	会長	井坂 勝美
	20	かすみがうら市老人クラブ連合会	会長	鈴木 和夫
	21	かすみがうら市PTA連絡協議会	会長	安倍 知明
	22	かすみがうら市商工会	会長	真藤 実男
	23	エンゼルハート会	理事長	古川 清
第8号	24	筑波大学大学院システム情報工学研究科	講師	谷口 綾子
第9号	25	土浦市	都市整備部長	東郷 和男
	26	行方市	市長公室長	辺田 洋一郎
	27	かすみがうら市	市長公室長	高田 忠
	28	かすみがうら市	総務部長	堀口 家明
	29	かすみがうら市	保健福祉部長	木村 義雄
	30	かすみがうら市	土木部長	渡辺 泰二
	31	かすみがうら市	教育部長	小松塚 隆雄